

インタビュー — 移行申請の今を知る —

内閣府及び山形県の移行申請・審査の現状

移行申請が始まって2年半以上が経過しているが、いまだ申請状況は思わしくない。そこで本誌では、今、申請の最前線にいる認定委員のお二人に現状と展望を伺った。委員の考えや思い、審査の動向など、移行申請前の法人にとって有益な情報が語られた。



でぐちまさゆき
出口正之氏
内閣府公益認定等
委員会委員

1955年生まれ。大阪大学人間科学部卒業、米国ジョーンズ・ホプキンス大学国際フィランソビー・フェローなどを経て、1995年より、総合研究大学院大学教授。2001年4月より同大学学長補佐（2003年6月まで）。2003年7月より国立民族学博物館教授並びに総合研究大学院大学文化科学研究科比較文化学教授、第一期内閣府公益認定等委員会委員（非常勤）。2010年4月より、内閣府公益認定等委員会委員（常勤）。その間、ISTR(International Society for Third Sector Research=89か国のNPO研究者からなる国際学会。本部米国)の会長を務めるなど、世界の公益組織について詳しい。内閣府政府税制調査会特別委員を2003年から6年間務めた。



いでのぶお
出井信夫氏
東北公益文科大学
大学院教授

1947年生まれ。中央大学大学院経済学研究科修士課程修了。地域計画研究所専務取締役・研究所長、新潟産業大学大学院経済学研究科・人文学部教授を歴任。2007年4月より東北公益文科大学大学院・公益学部教授。博士（経済学）。参議院事務局、旧自治省、都道府県、市町村等の各種委員会・研究会の委員長・委員を多数歴任。市町村アカデミー外部講師等自治体の職員研修等の講義を多数実施。2006年4月より第3セクター研究学会会長。新潟県出資法人経営評価委員会委員。山形県公益認定等審議会委員長代理。

本誌 今回は、全国の認定委員の方やまだ移行申請をされていない法人に有益な情報を発信する誌面になればと思い、認定委員のお二人をお招きして、お話を伺う機会を得ました。

早速ですが、移行認定の申請受付を開始してからこれまでの内閣府及び都道府県の申請状況について、ご感想をお聞かせください。

低調な申請状況に打つ手はあるか

出口 平成23年8月31日現在で、内閣府に1,771件の申請がきています。中身は移行認定1,077件、移行認可591件、新規認定103件です。答申が1,089件です。もともと移行時の平成20年12月の段階で、国所管のものが6,625法人でした。

この6,625法人のうち、地方に申請する法人もあろうかとは考えてはいますし、解散を選択する法人もあると思います。全体的な数字としては、移行期間中の申請件数は、6,000よりも少ない数字になるのではないかとはいっています。

本誌 全体から見ると、申請されている法人はまだ4分の1程度ということは、当初予想

されていたのと比べて少ないですね。

出口 全体数をどう見るかによりますが、移行開始時の数と比べるとそういうことになりますね。予想というか、私どもとしては、できるだけ早く法人にご申請いただいてということを一貫して取り組んでおります。申請を促すような努力をずっと続けてきたということになるかと思います。

本誌 山形県の申請状況はいかがでしょう。

出井 今、出口先生がおっしゃった状況と基本的には同じだと思います。山形県には特例民法法人は325法人ありますが、審議会の答申ペースでいきますと、平成23年8月24日現在で申請されている法人は37法人に過ぎない。

全体的に出だしがイマイチと言えるかと思っています。山形県でも法人に対する意向調査、いつごろ移行申請をする予定かということ、何度か調査しています。申請時期の意向調査によれば、今年度がかなり多いというのが法人の意向でした。そのため当初8月は、現在月に1回行っている審議会を2回やろうという予定でした。が、法人からの申請がないこと、また審議会にかけられる案件が少ないこ

となどのため、結果的にはこれまでの審議会の回数と同様に、月に1回の開催になってしまいました。

本誌 意向調査の結果とは違い、申請の状況が芳しくなかったということでしょうか。

出井 そうですね。予定としては、申請は増えるであろうと予想されたことから、審議会は、8月は2回やる予定でいてくださいと事務局からは言われましたが、結局その審議会はボツになった。9月も2回審議会を開くという予定になっていますが、実際そこまでのいかどうかは分からない(9月15日現在)。

本誌 当初の予想に比べて低調な原因は？

出井 やはり、印象的には、出だしが遅い。よく言われるように、申請する法人側では様子見と言うか、他の法人の申請状況を見てから申請しようと。ようやくそれから自分たちも移行申請するという形ですね。だから、類似する業務を行っている他の法人も申請書類の作成や内容の検討で戸惑っているのか、なかなか他の法人からも申請が出てこないから、申請件数は足踏み状態になっています。

本誌 出井教授から、法人が他の法人の申請状況を窺っているためになかなか申請してこないのが理由だとのお話でした。

出口 なかなか申請してこないというよりも、法人のそれぞれのご事情もあらうかと思えますよ。ただ、申請手続が煩雑で遅くなっているという法人のためには、合同相談会の地方での開催を含め、できるだけ分かりやすくするための様々な取組みをさせていただいている。簡単に説明しますと、各府省や法人自身が内輪で開催する説明会や研修会等に講師を積極的に派遣しております。それから、弁護士や公認会計士、税理士等の民間の専門家の方々にご協力をお願いして、合同相談会を月1～2回、これまでに計23回開催し、延べ約1,550法人にご参加いただいております。そ

れから、事務局の窓口での相談を月約200コマ、これまでに延べ約4,200法人を対象に実施しています。それから移行申請書類の記載例の公表とか、申請に当たっての検討ポイントを解説した動画コンテンツの配信。これは、予算がない中で、事務方に一生懸命作っていただいたんです。

本誌 地方での合同相談会の開催は内閣府の単独でしょうか。それとも県と共同で開催されているのでしょうか。

出口 地方での合同相談会については、内閣府と都道府県が共同で開催しております。今年度は9月以降、大阪府を皮切りに、福岡県、岡山県、愛知県、そして北海道・東北地方での開催を予定しております。

出井 山形県は事務局が制度や趣旨の説明会を何回かしているようです。が、内閣府のように、具体的に法人に連絡したり、個別相談会のような形ではしていないと思います。どうしても動きが鈍いといいたいまいしょうか。

本誌 山形県は説明会やセミナー等を開催していく計画があるのでしょうか。

出井 おそらく開催していくでしょう。でなければ、申請がなかなか出てこない。それで時間切れになってしまうと、法人側が一番困ると思います。例えば、青年会議所は似た事業や活動を各地でやっている。一番検討が進んでいるところをサンプルに、皆さん、勉強会や情報交換などを行って、対応してくださいという感じですね。そういう話は、法人に対して事務局からし始めているみたいです。説明会を開催するとき、単純に法人の数だけ集めても、法人によって事業は異なります。でしたら、同じか似ている事業の法人に集まっていたいただいて検討会や勉強会などを始めたほうが、情報交換もできますし、法人にとって得るものは大きいと思います。

ただ、内閣府のように大々的に行うところ

まではいいない。その意味では、担当事務局も申請待ちの姿勢であると言えます。出口 実は7月5日に、都道府県の職員と内閣府の事務局職員とで、移行申請等の審査業務等に係る意見交換会を開催しました。都道府県によっては、全所管法人に電話を掛けて申請を促したとか、実に様々な取組みをされていて、申請件数として出てくる数字以上に、都道府県の担当者の方はいろいろ努力されているようですね。内閣府でも、メールやファックスを通じたアンケート調査により申請予定時期等を聴いたりしたが、こうした問い掛けに全然反応がなかった法人が約800法人弱ありました。これらの法人については、一部は内閣府の事務局から直接電話で接触を図るとともに、並行して旧主務官庁を通じたアプローチも計画しております。ですから、そういうきめ細かな取組みをこれからも続けていくということだと思いますね。

審査期間に時間がかかり過ぎないか

本誌 移行認定等の審査期間が長過ぎるという声が聞かれています。

出口 行政手続法第6条に規定する標準処理期間として、先般、移行認定等に通常要すべき標準的な期間を4カ月と設定しました。この期間内に処理できるよう、内閣府では一所懸命努力しているところですが、ただ、この期間はあくまで「標準」であるほか、行政庁が法人に問い掛けを行い、その対応を待っている期間もありますので、法人にはぜひ早期の申請をお願いできればと考えております。

出井 山形県は審議会に上がってくる前の事務局の段階でチェックの時間が相当かかっているのかなという印象があるのですが、実はその辺りはよく分からないのが現状です。

出口 まず、申請を受理せずに留め置く^とということはあってはならないし、電子申請の場

合は申請即受付になります。今までの主務官庁制のときは、申請書そのものを受理しないなど、その期間が不透明なケースもありましたが、現在の内閣府ではそのような懸念は全くと言っていいほどない。その結果、不備や記入漏れが多く見られる申請書も中にはありますが……。

出井 先ほど出口先生のご発言にもあったように、回答がなかなか返ってこない、2カ月、3カ月、先方から返事が返ってこないという例は、やはり4カ月はかかっているのかなというのが幾つかあります。

実は審議会に上がってきたものしか分からない。それ以前の事務局との対応では、どのくらいそういうやり取りがされたのかというのは、分かりません。それでも、審議会に提出されてからは4カ月くらいかかるときもある。審査のやり方と言いますか、スケジュールという形では、まず事例研究というような形で議論検討を1回させていただき、次の段階で認定について、可否を審議する。認定委員にはもちろん事前に資料は配付されています。それを読み込んだうえで、質問という形で審議会の委員が質問をする。まず事例研究という第1回目の審議の際に、事務局から説明があり、その説明に対して、また再度質問する。それでほぼ問題がなければ、翌月の審議会で認定、不認定について、委員長が採決する。それで答申案を検討して、答申書類を確認して承認するという形です。

本誌 法人と順調にやり取りができれば、4カ月で処理が可能ということですか。

出井 そうですね。4カ月かからない場合もあります。2カ月（事例研究1回、審議1回）ほどで審議が終るときもあります。

出口 内閣府では、法人に東日本大震災の被災地支援や復興活動にできるだけ対応していただく、震災関連の新規法人の認定や、

公益法人からの変更認定、一般法人からの変更認可については、極めて迅速に対応させていただいている。例えば、震災関係の変更認定や変更認可については1週間程度で審査しております。今回のような震災に際し、法制度を最大限に活用して機敏に対応することが立法の趣旨に適うものと考えます。

出井 そういう点では、私ども山形県の審議会委員はみな非常勤です。月に1回、あるいは先ほど申し上げた8月ですとか、今年の3月もそうでしたが、申請された法人の数が多い場合には月に2回、審議会を開催するというパターンです。内閣府では、かなり開催頻度が多いですね。

出口 内閣府では、委員会は週1回の開催が原則です。ただ、法人の処分日の調整の希望に対応するため、年度末には週2回開催したこともあります。また、委員会の議論の焦点を明確にするために、週1～2回、常勤委員によるかなりハードな議論をさせていただいております。案件によっては、当然、意見が分かれるし、議論の時間もかかります。

出井 週1回だと大変ですよ、本当に――。

出口 申請している法人には、あれだけの量の資料を作っていただいていますから、そのくらいは覚悟しております。地方の委員会も、常勤の委員がいない中で、どのように迅速に対応するかということで、それぞれ様々な知恵を出されており、委員会での議論の焦点が拡散しないように苦労されているようです。議論が長引くと、本当に収束しなくなりますので。

申請のサポート体制は万全か

本誌 申請のサポートについてこれまでにどのような努力、取組みをされてきましたか。

出井 実は、事務局がいろいろアドバイスされているかと思いますが、それについて

は、私たちどもは直接関与していないので、残念ながら分からないところが多い。出口先生から先ほど、審議会に出されたところで認定か不認定かというお話がありましたが、不認定だった場合、ただ不認定ということではなくて、例えば事業内容について、いわゆる公益目的事業という括り方について、あるいは中身はちょっと違っているのではないかと、あるいはもう少し内容を修正していただきたい、というような形で法人にお伝えすることもあります。それがアドバイスになるかどうかは分かりませんが、すぐに不認定として却下するというのではなくて、法人に再検討、あるいは修正してもらう。アドバイスというよりもお願いという要素のほうが強い。申請書そのものについては、皆さん一所懸命書いてきていらっしゃる。そう細かいことを指摘するようなことは、実はないけれど、大枠のところでは修正をお願いするということです。行っている事業を否定するわけではないので、表現の仕方について、このような観点から再考をお願いする。審議会では極力、書類の書き方というよりも、考え方について、また表現方法などについて、修正をお願いして、再検討されてもう1度提出してくださいという方針でお話ししています。

本誌 内閣府のサポートはどのような形で行われているのでしょうか。

出口 第一に、業態別の説明会等への講師の派遣を行っています。同じ業態の法人がある程度まとまったうえで研修会や説明会を開催する場合に求めに応じて派遣しており、これまでに27回実施しています。第二に、先ほども申し上げたように、民間の弁護士や公認会計士、税理士にお願いして、合同相談会を月1～2回の頻度で開催しています。これまで約1,550法人にご参加いただきました。第三に、窓口相談で、月約200コマ、これまで延

べ4,200法人に対応しております。窓口相談は申込みが多く、必ずしも希望されるすべての法人にご参加いただけるまでには至っていないのですが、合同相談会等の他の申請サポートもありますので、これらも並行して上手く活用していただければと考えております。それと、第四として、申請に当たっての検討ポイントを解説した動画を作って、ホームページ上から配信しています。検討を始めるに当たっては、まず最初にこの動画をご覧になることを強くお勧めします。例えば、細かな話ですが、移行認定の申請の場合、「まずは別表Gを作り上げてから、他の申請書類の各欄に記入すると楽」などの「コツ」のようなことも懇切丁寧に解説しています。さらに、第五として、申請書類の具体的な記載例もホームページで公表しています。これも申請書類を作成するときには大きな力になると思います。本誌（No.795、No.796号）では、この記載例に関するさらに分かりやすい解説が掲載されましたね。

それから、最近の取り組みですが、第六として、合同相談会の冒頭で申請のポイントを開設する簡易セミナーの開催を始めております。そして第七として、先ほども触れましたが、合同相談会の地方開催、第八として、検討を始めたばかりの法人を対象とした「基礎的研修会」の開催。さらに、こちらからの問い合わせに反応されない法人に対し、内閣府から直接電話で接触を図るような取り組みも実施しました。

全体的に、ホームページで発信している情報は多いことは多い。しかし、利用する法人から見ると、情報が多過ぎて、「今一番ほしい情報」の入手が難しいということもあろうかと思えます。少なくとも特例民法法人については、具体的な対象が分かっているわけですから、主務官庁とも協力しながら、1つづ

つできるだけきめ細かに対応していくしかないのではないか。なお、都道府県向けには、全国7ブロックで委員による意見交換会を開催し、内閣府から委員が出向いて申請サポートの話等を行う予定です。

週に1回、我々常勤委員が、申請促進の対応等について、事務局に結構、厳しいことをいう会議があります。ある都道府県が、所管法人に電話での接触を図る取り組みを行っているなどの話を聞くと、その会議の場で、内閣府でも実施してはどうかと話してみたこともあります。主務官庁に所管法人の早期申請の働き掛けを依頼するとか、そういった試みもさせていただいている。さらに、法人への対応についても、委員会が入念に事務局と意思の疎通を図っております。

本誌 今後、申請が増えてきた場合、窓口での相談や講師派遣等の需要は一層高まるでしょうが、その場合、窓口や講師派遣の回数を拡充する必要がありますね。

出口 そういうことも含めて、時間の制約と人数の制約がある中で、最適な資源配分を考えているところなんですね。今、月200件以上申請がある中で、相談に時間と人を割くことは、審査における時間・人が減るというトレードオフの関係になりますから。ただ、現実問題として、相談の抽選がなかなか当たらないなどの声も耳に入っております。そういう声に、内閣府としてできるだけ的確に対応する、いわば広聴の機能も常に意識していかないといけないのかなと思っております。

本誌 山形県の申請状況は、まだ37法人しか答申していないとのことですが、移行申請をされていない多くの法人に対して、今後どういったサポートをしていこうとお考えでしょうか。

出井 内閣府でやっているようなことを、今後は山形県でもやらざるを得ない状況になっ

てくるのかなと思いました。個別の相談会まではできないのかも知れませんが、少なくとも、申請事務がどこまで進んでいるのかということぐらいは把握していかなければならないでしょう。いつ申請するんですかというような状況の把握は必要だと思います。今、把握が止まっているのかなと思われます。もうちょっと具体的に踏み込んで、申請書類そのもの、あるいは理解速度も、どういうところが理解できないかという形で、一步踏み込んだ把握が必要になると思います。ただ、担当者も山形県の場合は二人が中心になってやっているの、なかなか対応し切れないという状況もあるかと思います。この状況でもある程度対応できるのに申請ペースが遅いのは、法人側の動きや対応がちょっと鈍いのかなとも思います。

東日本大震災の復旧・復興支援の取組み

本誌 東北地方太平洋沖地震の被災者支援や震災復興活動に取り組んでいる法人あるいは今回の震災を機に、復興支援や活動を目的とする新設法人などは現れていますか。

出口 内閣府では、3月31日に委員長のメッセージという形で、できるだけ東日本大震災に対応していただければという思いで、かなり踏み込んだ形のメッセージを出させていただきました。そして、震災復興活動に係る現時点の申請状況としては、新規の公益認定が1件、東日本大震災復興支援財団が、被災した子どもたちの支援活動に取り組んでおります。それから、変更認定が3件、これは変更認定が具体的に必要だったものですが、ヤマト福祉財団、高木俊介パン科学技術振興財団、それから今お話しした東日本大震災復興支援財団が、すぐに状況を見て変更認定申請をしております。さらに、公益目的支出計画の変更認可が4件。これ以外に、実は届出

だけで対応できるものが22件ありました。全体の活動については内閣府のホームページで公表させていただいております。9月2日の時点で、震災対応の活動や寄附を実施又は検討していると情報提供があった法人は、公益法人で320法人、特例民法法人から移行した一般法人で97法人、それから移行前の特例民法法人で1,558法人あります。先ほど具体名を出させていただいた法人には、実際に公益認定や変更認定を受けていただいております。特に変更に必要な形で、かなりの数の法人に対応いただいている。阪神・淡路大震災の際の状況と比べると随分違うので、本当に、いろいろ考えてやっていただいているなという感想を持っております。

本誌 被災地域と隣接している山形県ではいかがでしょうか。

出井 今のところ内閣府のような動きはありません。これまで認定された法人の多くは人材育成などを含めて、育英資金や奨学金などの財団が多い。やはりどうしても小さい県内のエリアの中で活動するという形ですね。ですから、被災者あるいは被災地までをターゲットにしたそういう活動状況ではない。広がりが無いと言いましょ、全国的に活動している法人ではないので、規模が小さいというだけではなくて、対象のエリアがどうしても限られているため、そこまでの広がりが今のところないのが実状です。

出口 そういう意味では、先ほど申し上げた高木俊介パン科学技術振興財団は、申請前の行政庁が広島県でしたが、東日本大震災に対応したより広域での活動を行うため、内閣府に変更認定を申請しました。

それからもう一つ、ヤマト福祉財団につきましても、宅急便1個につき10円の寄附をしていただいておりますが、これは利益に比較した寄附額で見た場合、企業の寄附としては、

多分世界でも前例がないくらいのも額の寄附になる歴史的なものだと思います。

出井 私からご質問するのも恐縮ですが、被災者の方に直接支援するような財団でしょうか。それともそういう活動を推進する団体、NPO法人などを含めて、いわゆる後方支援をするような法人でしょうか、その辺りはいかがですか。

出口 両方あります。例えば、公益財団法人のCivic Forceは、震災の翌日から物資を搬送しています。ほかにも、公益社団法人のにおい・かおり環境協会は、避難所の臭気対策として消臭剤や脱臭剤を提供しており、公益財団法人結核予防会、公益社団法人日本看護協会、公益社団法人地域医療振興協会及び公益社団法人日本産婦人科医会では、医師・看護師の派遣を行っています。公益財団法人日本財団においては、被災者に弔慰金や見舞金の支給、学生ボランティアの派遣等の実に様々な取組みをされています。さらに、公益法人に限らず、一般社団・財団へ移行した法人にも頑張ってもらっています。側面からと言うか、寄附という形式で被災地支援や復興活動に取り組んでいる法人は非常に多い。

出井 確かにそういう点では、山形県も含めて、都道府県レベルだと、なかなかそういう動きが、どうしてもまだ出ていないと思います。やはり内閣府の所管法人のほうが、そういうことがしやすい場面もあるかなという感じですね。

出口 ただ、被災者の方々は全国各地におられますから、多分山形県にも多くいらっしゃると思うんですね。そうした被災者の方々のために、法人が活躍できる場はたくさん存在するのではないかと。震災対応に係る公益へのニーズが、全国至るところにあるという点ですが、今回の大災害の悲しいところでもあります。公益法人の制度を上手く活用して、様々

なスキルを持った方々にご活躍いただければと思います。

本誌 最後に、まだ申請をされていない法人、申請を検討している法人にお二方からメッセージを。

出口 まず、こちらからぜひお願いしたいのは、例えば平成24年4月1日は日曜日になりますが、登記ができるようになりましたので、来年4月1日が日曜日だからと言って、この日の登記を断念せずに申請していただければと思います。それから、4カ月という標準処理期間がありますが、そこから逆算してギリギリに申請するのではなく、早めに申請していただくと、処分そのものを法人が希望される日に合わせるようなこともできるんですね。ですから、4月1日に移行したい法人は、それから4カ月前まで待つのではなく、すぐにでも申請していただければと思います。

事務的にもきめ細かな努力をしていますから、とにかく早く申請していただきたい。それから、出井先生の本誌の連載記事、大変興味深く読ませていただきました。出井先生は、匿名の事例にしながらも、かなり具体的に追っていらっしゃるんですね。そういった中で、法人としては、どうしたらいいかわからないというところもあるかと思うのです。我々としては、一般論で言われてもなかなか分かりにくいところがありまして、まず、やっぱり法人の具体的な姿を見ないと話が進まないというところがあるんですね。

そういう点では、逡巡されている法人には、まずは早めの相談や申請をお願いしたい。とにかく早く申請していただいて、具体的な検討に入らないと、なかなか前に進まないという側面があります。特に、出井先生がご指摘されたような様々な問題というのは、相談された専門家も答えられないような点も多々あるかと思いますので、そういった点はぜひ早

めに、とにかくまずは一步を出していただきたいと。

それからもう1点、公益法人や非営利の法人と言うのは、基本的にいいことを実施していると思っていますから、全体を見直す機会が非常に少なくなりがちです。ケネス・ボールディングは、これを「エドセルの法則」と言っております。そういう意味では、今回、ぜひ理事の方などに、定款の中では特に目的に当たりますけれども、法人の姿というものを十分に議論していただいて、一体この法人が何のためにあって、今はどういう状態で、今後どうするのかをしっかりと議論していただきたいと思います。こういう機会がないと、普段はなかなか議論しにくいと思います。ずっと前からいいことをやっているということで、活動内容を見直す機会がなかなか取れないんですよ。

これは、営利企業の場合だと、マーケットから常にリアクションがあるため、ゴーイング・コンサーンとして対応を取らざるを得ないのに対して、非営利団体の場合は、本質的にそのような状況がなかなか出てこない。先生の連載も、一言で言うとそのようなことをおっしゃっている部分が多々あったと思うんですけども、そのような意味ではぜひ、こちらがどうこうということではなくて、法人が、様々な角度から将来を考え、そのためにふさわしいスキームはどちらかを選択したうえで申請するということが大事ではないかと思っています。

今まで「公益法人」だったから、これまでの活動はいい活動だと頭から決め込むのではなく、社会の変化や大震災という国難などに直面して、公益の中でもより社会のニーズに適応した「公益活動」はどうあるべきか、という方向性を議論していただく契機になればと思っています。

それから、これも私の個人的な強い思いなのですが、公益法人というのは民間の法人ですから、民間らしさを失わないようにしていただきたい。民間だからこそ、多様な公益ニーズに対して、痒いところに手が届く対応ができる領域があるものだと思います。ある意味では、制度のために何か手足を縛るのではなくて、むしろ、民間らしさを伸び伸びと発揮していただきたい、角を矯めて牛を殺すことがないようにしてもらいたいという強い思いがございます。

出井 今、出口先生が言われたとおりですね。とにかく、形にして早く相談なり提出を1回してもらわないと、議論も何もできない。ですから、取下げということではなくて、修正、ある意味では第三者的な形で指摘を受けて、もう1度再検討すると言いましょるか、そういう場というぐらいの気持ちで考えていただければ幸いです。とにかく一発で通らなきゃいけないと、慎重になり過ぎると、そのためには期限ぎりぎりまで待とうかとなる。そんな待ちの姿勢ではなくて、出口先生がおっしゃったような形で、早く出せば、それだけ議論あるいは修正する時間も十分にある。それが時間切れとなる場合があったりすると結局1年、また経ってしまうという感じですね。

そういう意味での心配がありますので、ぜひ、来年4月移行を目指しているところは早く提出して欲しい。それこそ5カ月、6カ月前にという形でないと――。4カ月で通るかどうかは分かりません。実際、きちっと書類が整理されていなければ通らないケースも出てくるわけです。今までのケースの中でも半年以上かかったものもあります。そういう意味で、早く申請を出すことが肝要です。早く提出されることを期待したいと思います。

本誌 本日はどうもありがとうございました。

(聞き手：本誌編集部 讃岐勇哉)